

東京海洋大学学生課外活動団体に関する取扱い

平成29年3月16日
学 長 裁 定
改正 平成30年6月26日
改正 令和4年9月30日

(目的)

第1 この取扱いは、東京海洋大学（以下「本学」という。）における課外活動団体の認定や活動等に必要な事項について定めることを目的とする。

(団体の認定基準)

- 第2 課外活動団体として認定されるためには、次の各号の条件をいずれも満たさなければならない。
- 一 本学の教育目的に沿った課外活動団体であること。
 - 二 年次計画に基づき、日常的に活動を行う課外活動団体であること。
 - 三 本学の学生で構成され、原則として5名以上の構成員を有すること。
 - 四 顧問教員が置かれ、指導助言が行われていること。なお、顧問教員は本学の常勤教員に限ること。
 - 五 活動拠点とするキャンパスの学生自治団体の承認を得ていること。

(団体の新設及び認定手続き等)

第3 課外活動団体を設立し、認定を受けようとするときは、顧問教員を定め、次の各号に掲げる書類を、学長に申請しなければならない。

- 一 部員名簿
- 二 課外活動団体結成届
- 三 1年間のサークル活動計画書
- 四 会則
- 五 危機管理マニュアル

2 学長は、前項の申請があった場合は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て課外活動団体の認定を行う。

3 委員会は、第1項の届出受理後、当該団体の1年間の活動状況報告書等に基づき、第2に定める課外活動団体としての基準の適否について審議し、学長に報告するものとする。

(活動の届出)

第4 課外活動団体は、課外活動を行うに当たっては、次の各号に掲げるそれぞれの事由等により、関係書類を学長に届け出るものとする。

- 一 部員名簿：部長及び副部長等の役員、顧問教員の変更があった場合。
- 二 課外活動予定表：翌月の予定を前月の15日までに届出のこと。
- 三 合宿研修施設・合宿願：学内施設利用又は学外合宿を行う際、1週間前までに届出のこと。
- 四 対外試合・大会参加届：他大学や外部団体との試合又は大会に参加する際、1週間前までに届出のこと。なお、大会参加の場合は大会概要を併せて届出のこと。
- 五 対外試合結果報告書：公式試合等において優秀な成績を挙げた場合は、表彰状等の写しを届出のこと。
- 六 課外活動安全確認報告書：当該月の報告を翌月15日までに届出のこと。
- 七 薬品取扱い届出書：薬品の取扱いについては、東京海洋大学化学物質管理規則（平成30年3月26日 海洋大規第24号）に規定された内容に準ずるものとし、取扱いを開始する際及び年度当初に届出のこと。なお変更があった際は、その都度届出のこと。特に同規則に規定されている化学物質を使用する団体は、同規則第7条に準じ「化学物質試薬リスト」を年に二度（9月・3月）、第12条に準じ「毒劇物点検表」を2ヶ月に一度（奇数月）、顧問教員へそれぞれ提出し、顧問教員は同規則に則り、管理担当者として必要な報告・届出等を行うこと。

(集会・掲示等の申請)

第5 課外活動団体は、次の活動を行う場合、所定の申請書を学長に申し出て、許可を受けなければならない。

- 一 課外活動団体が、本学以外の学外団体に加入しようとするとき。
- 二 新聞、パンフレット等を発行しようとするとき。

- 三 WEB上に当該団体のサイトを立ち上げようとするとき、又は本学WEBサイト内「課外活動」に記載されている課外活動団体名からのリンクを希望するとき。
- 四 学内又は学外において集会しようとするとき。
- 五 ポスター、ビラ、立て看板等を掲示しようとするとき。
- 六 部室等の長期使用施設を長期継続（1年間）して使用するとき。

（認定の更新及び解散手続き）

- 第6 課外活動団体が年度を超えて活動を継続する場合は、別に定める場合を除き、課外活動団体継続認定申請書を、当該年度の5月末日までに学長に申請しなければならない。
- 2 学長は、前項により申請があった場合は、必要により委員会の議を経て、許可するものとする。
 - 3 更新の意思のない課外活動団体は、解散届を学長宛に届出するものとし、学長はこれについて委員会に報告するものとする。

（活動の制限）

- 第7 課外活動団体は、学内において、特定の政党を支持し、若しくは反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

（活動の停止等）

- 第8 学長は、課外活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員会の議を経て、当該団体の活動の停止又は解散を命ずること（以下「処分」という。）ができる。
- 一 課外活動団体が、本学学則その他の規則等に反する活動を行ったとき。
 - 二 課外活動中に団体の管理・運営が十分でなかったことに起因する事故が発生するなど、当該団体の運営が円滑に行われなかったとき。
 - 三 課外活動団体の構成員が、不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連があったとき。
 - 四 長期に渡って課外活動団体の活動が行われなかったとき、又は必要な届出等がなされなかったとき。
 - 五 その他、学長が必要と認めたとき。
- 2 前項の処分は、処分書を手交するとともに、学内に公示（処分決定から10日間）する。なお、処分の効力は学生に対して処分書を手交した日から効力を生ずる。ただし、受取拒否その他特段の事情により、直接交付ができない場合は、内容証明郵便又は簡易書留郵便等により、学生の届出住所宛てに送達するものとし、その届出住所に配達されたときをもって学生に交付されたものとみなす。

（指導・助言）

- 第9 学長は、活動停止の処分を行うときは、顧問教員その他教員の中から活動停止期間中の課外活動団体に対し指導・助言を行わせるものとする。
- 2 学長は、前条第1項の審議の結果、活動停止等の処分が認められない場合であっても、課外活動団体又は顧問教員に対し、必要な指導・助言を行うことができる。

（活動停止の解除）

- 第10 学長は、前条第1項に掲げる教員からの報告に基づき、当該団体の活動停止を解除することが適当と判断した場合は、委員会の議を経て、活動の停止を解除する。
- 2 前項の解除は、処分解除通知書を手交するとともに学内に公示して行うものとする。

（庶務）

- 第11 この取扱いに関する庶務は、学生サービス課学生生活係又は越中島地区事務室学生支援係において処理する。

（雑則）

- 第12 この取扱いの改廃その他必要な事項は、東京海洋大学学生支援委員会規則第2条に基づき委員会の議を経て行うものとする。
- 2 この取扱いに掲げる関係書類の様式、その他実施に必要な手続き等については、委員会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 東京海洋大学学生課外活動団体に関する申合せ（平成27年5月27日）は廃止する。

附 則

この取扱いは、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年9月30日から施行する。